

令和3年12月23日

第4学年・第5学年及び専攻科生 各位

学生主事 三岩 敬孝

学生等の学びを継続するための緊急給付金について

標記の件について、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮する学生等の学びを継続するため、下記のとおり募集を行います。希望者は学生課学生係まで必要書類を提出してください。

記

○申請期限

令和4年1月14日（金）17時まで

○支給額

10万円

○対象学年

第4学年・第5学年及び専攻科生

○推薦基準

原則として、家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大幅に減少していること、既存の支援制度を活用しても学費等の支出が困難であること。

なお、日本学生支援機構の「給付奨学金」を令和3年12月10日に受給している者については、該当者宛に別途個別に案内していますので確認してください。

原則、以下の①～⑤を満たすこと。

①原則として自宅外で生活をしていること

（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象）

②家庭から多額の仕送りを受けていないこと

- ③家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと
- ④新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響があること
アルバイト収入に影響とは次のいずれかの状況
 - 1)新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続していること
 - 2)コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し、その状況が本年度になっても改善していないこと
 - 3)アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっていること
- ⑤既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと
 - 1)高等教育の修学支援新制度に申し込みをしている者又は今後利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者
 - 2)高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用していること
 - 3)要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者

○推薦方法等

学内で審査を行ったうえ、日本学生支援機構に推薦します。
したがって、申請者全員が支給を受けられるとは限りません。

○必要書類

- 様式1 「学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書」
- 様式2 「誓約書」
- その他必要な書類（※申請の手引き P6 を確認してください）

※『学生等の学びを継続するための緊急給付金』申請の手引きをよく読んで申請してください。

【本件連絡先】
学生課学生係 大野
TEL 0738-29-8244
Mail gakusei@wakayama-nct.ac.jp